

2. 行 財 政 改 革

1 「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

<現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成 20 年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、2 千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、地域の活性化や被災した地方自治体の復興支援に寄与する面もあるものの、自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の地方自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則をゆがめるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いており、いわば官製ネットショッピングともいえる現在の「ふるさと納税」は、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の地方自治体において仲介サイト手数料など様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の 5 割程度にとどまっている。

さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額 2 千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

加えて、マイナンバーやマイナポータルを活用した簡素化までの間の特例措置として平成 27 年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」制度では、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する仕組みとなっており、税収減については地方交付税により一部補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減の全額が転嫁されている問題もある。

これまで国は、令和元年度税制改正において、返礼品について返礼割合 3 割以

下の地場産品に限定し、また、令和7年6月24日付総務省告示の改正により、指定基準の見直し等が行われたが、本質的な問題点は解消されていない。

大手EC事業者の仲介事業への参入等により、利用者の大幅な増加が見込まれており、「ふるさと納税」は制度創設時の趣旨から更につけ離れ、今後、その問題点は一層深刻になる懸念がある。

<具体的要求内容>

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。

制度を見直す場合には、住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、控除額への定額の上限設定などを早期に実現すること。

- (2) マイナンバーカードの普及率が約8割まで拡大しているとともに、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されていることを鑑み、「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間、地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参 考

【東京都における「ふるさと納税」の影響額】

（単位：人、百万円）

年度	適用者数	控除額		
			うち都民税分	うち区市町村民税分
令和元年度	843,968	87,288	34,906	52,382
令和2年度	864,509	88,936	35,565	53,371
令和3年度	1,152,380	112,516	45,002	67,514
令和4年度	1,471,251	144,620	57,332	87,288
令和5年度	1,699,367	167,896	67,834	100,062
令和6年度	1,863,172	187,903	76,040	111,864
令和7年度	2,001,079	216,083	86,227	129,855

（総務省「ふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況について」より）

※令和7年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

（注）寄附金控除の申告があった寄附金の集計

（注）控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

（注）制度創設時（平成21年度）からの累計の控除額は、1,159,255百万円（うち都民税分は464,383百万円、区市町村民税分は694,872百万円）である。

2 個人住民税利子割における税収帰属の在り方

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

個人住民税利子割における税収帰属の在り方については、金融機関等に対して適切な調査を実施し、議論の前提となる税収帰属の実態について正しく把握した上で検討を行うこと。

検討に当たっては、金融機関等の負担軽減の観点はもとより、政府や金融機関が取り組むマネーロンダリング対策などの視点も踏まえて対応すること。

また、正しく実態を把握した上で検討した結果、直ちに「住所地課税」を実現することが難しい場合においても、国として責任を持って、実現時期の目途や検討体制など「住所地課税」の実現までの具体的な道筋を示すこと。

<現状・課題>

個人住民税は、「地域社会の会費」的な性格を有することや受益と負担の原則を踏まえ、「住所地課税」が原則となっているが、利子割は、預金者の住所地にかかわらず、金融機関の営業所等が所在する都道府県に納付することとされている。

令和7年度与党税制改正大綱において、「住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」とされ、地方財政審議会の下に立ち上げられた「地方税制のあり方に関する検討会」は、令和7年7月、「道府県民税利子割に関する中間整理」（以下「中間整理」という。）を公表し、以下の見直しの方向性が示された。

- ・ まずは住所地課税の実現が検討されるべきだが、金融機関・地方団体の事務負担や所得税を含めた利子課税全体の合理性を踏まえ、直ちに実現することは困難
- ・ 利子割の現状に早急に対応するため、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離を都道府県間で調整する地方税制として、清算制度を新たに導入すべき
- ・ 清算基準は、信頼性、安定性、簡素さ等が求められるところ、利子等の発生源である預貯金との相関がある、住所地ベースの所得に関する課税データ

を用いることが考えられる

「住所地課税」があるべき姿であるという点については、都も国と同一の認識であるが、中間整理では、「まずは住所地課税の実現が検討されるべき」としながら、住所地課税の実現に向けた道筋が示されていない。

また、早急な対応を必要とする根拠としている都の税込シェアは、令和4年度と令和5年度に上昇する一方、令和6年度には低下しており、今後のトレンドは不透明な状況である。

さらに、対象数が極めて少ないサンプル調査等に基づいて、あるべき税込帰属地との乖離が生じていると推測しており、十分に実態を把握しないまま拙速な見直しを進めようとしていると言わざるを得ない。

実態を踏まえないまま安易に清算制度を導入してしまえば、本来目指すべき「住所地課税」の実現に逆行するおそれがあることから、都は国に対して、実態を把握するため、まずは金融機関に対する調査の必要性を訴えてきたが、行われていない。

そこで都は、実態把握に向けた可能性を示すため、一部の金融機関に対し独自の照会を行ったところ、個人の住所地別預金残高における東京都のシェアについて回答を得られた。

税の帰属地を変更するという重大性に鑑み、安易に清算制度を導入するのではなく、本来あるべき「住所地課税」を実現していくためにも、国として責任をもって議論の前提となる金融機関等に対する適切な調査を実施し、正しく実態を把握した上で、見直しに向けた検討を行うことが必要である。都民・国民の税制度への信頼の確保につなげるためにも、個人住民税利子割に係る議論は、地方税の原則に沿ったあるべき姿の追求に努力を尽くすべきである。

加えて、中間整理では、「住所地課税」実現に向けた課題として金融機関等におけるシステム改修に係るコストや改修期間等を挙げているが、政府や金融機関が取り組むマネーロンダリング対策などの視点も踏まえて対応を検討すべきである。

< 具体的要求内容 >

個人住民税利子割における税込帰属の在り方については、安易に清算制度の導入を結論付けるのではなく、金融機関等に対して適切な調査を実施し、議論の前提となる税込帰属の実態について正しく把握した上で検討を行うこと。

検討に当たっては、金融機関や自治体の負担軽減の観点はもとより、利子割に係る税務事務に限らず、政府や金融機関が取り組むマネーロンダリング対策などの視点も踏まえて、口座情報とマイナンバーの紐づけなどの対応策を検討すること。

また、正しく実態を把握した上で検討した結果、直ちに「住所地課税」を実現することが難しい場合においても、国として責任を持って、実現時期の目途や検討体制など「住所地課税」の実現までの具体的な道筋を示すこと。

なお、仮に、「住所地課税」実現までの間の一時的な対応策を検討する場合においても、預金等の金融資産とは直接関連のない所得データ等に基づく安易な清算制度の導入など、「住所地課税」という税込帰属の適正化に逆行するおそれがある。

ある提案は行わないこと。

参 考

(1) 制度概要

- ・ 納税義務者：利子等の支払を受ける者
- ・ 課税対象：個人の預金利子、公社債利子、一時払養老保険差益 等
- ・ 課税団体：納税義務者の口座所在地の都道府県
- ・ 徴収方法：利子等の支払又はその取扱いをする金融機関による特別徴収
- ・ 交付金：利子割総額から徴税费相当額（1％）を控除した後の金額の
5分の3を区市町村へ交付
※所得割額（3ヵ年平均）で按分

(2) 利子割の都における収入額

(単位：億円)

年 度	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
収入額	81	91	96	70	69	64	89	105	160	310

(注)令和6年度までは決算ベース、令和7年度は当初予算ベース。

3 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人一人のライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成 30 年 4 月から「フレックスタイム制」を導入し、令和 7 年 4 月からは同制度の活用により週休 3 日で働ける環境を整備した。しかし、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要がある、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人一人の力を 100 パーセント引き出すことができる仕組みを整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参 考

○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、…(略)…第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、…(略)…労働させることができる。

二 対象期間 (その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。(略))

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、…(略)…第三十二条の三から第三十二条の五まで…(略)…の規定は、職員に関して適用しない。

○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

4 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

子育てと仕事との両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、地方公務員の育児短時間勤務及び部分休業について、対象となる子の年齢を拡大するよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

<現状・課題>

生産年齢人口の減少により、労働力の確保や経済活動の減退が懸念される中、誰もが安心して働き続けられるよう、子育てと仕事との両立に向けた社会づくりが不可欠である。そのためには、子が生まれた時だけでなく、子の成長に合わせて、誰もがライフ・ワーク・バランスを実現させる必要がある。

こうした中、小学生の子を育てる親にとって、学童クラブの開所時間が保育所より短くなるといった、いわゆる「小一の壁」をはじめとする課題に直面しており、保護者に多様な選択肢を提供し、切れ目なく子育てと仕事との両立を支援していくことが求められている。

一方、地方公務員が利用可能な育児短時間勤務及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）において、対象となる子の年齢が「小学校就学前までの子」と定められているため、小学生の子を育てる親は利用できない。

都はこれまで、子育て中の職員が利用できる休暇等制度の見直しやテレワークの活用、時差勤務の拡大、フレックスタイム制の導入など、ライフステージに応じた柔軟な働き方の推進に取り組んできた。

さらに、部分休業について、対象となる子の年齢に関する法改正が実現されるまでの間、都において、小学校第一学年から第三学年までの子を養育する職員を対象とする「子育て部分休暇」を令和7年4月から新設したところである。

しかしながら、今後、全ての地方公務員が高い意欲を持ちながら、自らの能力を最大限発揮できる職場環境を整備していくためには、法改正により、子育てと仕事との両立支援を、切れ目なく、より一層充実させていかなければならない。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現し、子の小学校就学以降も切れ目なく、子育てと仕事との両立を支援する観点から、育児短時間勤務及び部分休業について、少なくとも小学校就学後も対象となるよう、子の年齢の拡大に向け、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

参 考

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（抄）

（育児短時間勤務の承認）

第十条 職員（略）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（略）により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（略）ができる。（略）

（部分休業）

第十九条 任命権者（略）は、職員（略）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（略）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（略）を承認することができる。

○ 「育児短時間勤務」及び「部分休業」等の制度概要

① 「育児短時間勤務」

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、複数の勤務の形態のうち職員が希望する日及び時間帯において、短時間勤務をすることができる制度
- ・ 勤務の形態は次のいずれかの形態

ア 官庁執務型勤務職員と同様の勤務形態（少なくとも土日が週休日）

（ア） 1日3時間55分×5日（週19時間35分）

（イ） 1日4時間55分×5日（週24時間35分）

（ウ） 1日7時間45分×3日（週23時間15分）

（エ） 1日7時間45分×2日＋1日3時間55分×1日（週19時間25分）

イ ア以外の形態（職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員）

原則として、4週間で8日以上を週休日とし、週当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務

② 「部分休業」

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる制度

③ 「子育て部分休暇」（令和 7 年 4 月より都において新設）

- ・ 小学校第三学年までの子を養育するため、1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる制度。ただし育児短時間勤務を行う職員、部分休業を取得することができる職員は対象外

5 物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局)

- (1) 全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された事項については、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。
- (2) 財政措置に当たっては、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) いわゆる「ガソリン・軽油の暫定税率」の廃止に伴う地方の減収分は、全ての地方自治体を対象として、国の責任で確実に補てんすること。

<現状・課題>

全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合は、対策の実施に当たり必要となる財源を、国が責任をもって確実に措置するべきである。

財政措置を講じる際は、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、各自治体の財政需要を的確に反映した上で、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援が必要である。

特に東京は、燃料費や物価高騰の影響を受ける生活者や事業者数が多く、東京の経済をしっかりと下支えするためには、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

また、物価高騰対策としてのいわゆる「ガソリン・軽油の暫定税率」の廃止について、与野党間での合意がなされ、国会において関連法案の成立にむけた議論が進められている。

当該暫定税率の廃止について、安定的な行政サービスの提供及び財政運営に支障が生じないよう、地方の減収に対しては、代替となる恒久財源を措置するなど、国の責任で確実に補てんすることが必要である。

＜具体的要求内容＞

- （１）全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された事項については、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。
- （２）財政支援に当たっては、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。
- （３）いわゆる「ガソリン・軽油の暫定税率」の廃止に伴う地方の減収分は、全ての地方自治体を対象として、国の責任で確実に補てんすること。

6 デジタルの力を活用した社会変革へ向けた取組

(提案要求先 デジタル庁)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 都民の利便性向上や行政サービス・事業活動の効率化のため、社会のデジタルインフラとなるデータ群についてベース・レジストリとして国主導で整備するとともに、官民での活用や最新状態の維持、更なる活用という好循環を実現すること。
- (2) ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップを進めるため、行政の垣根を越えた分野ごと及び分野間をつなぐデータ連携基盤を国が主導して構築し、円滑なデータ連携のための法的根拠、全国共通のルールや仕組みを整備すること。
- (3) 官民の様々なデータを利活用したデータドリブン社会の実現に向けて、公共性の高い防災や観光などに関するデータ規格の標準化を推進し、データの品質を高め、流通を促進していくこと。
- (4) 地方公共団体のオープンデータ化を推進するため、普及啓発を強化するなど制度の浸透を図るとともに、データの整備・更新に係る負担軽減策を講じること。
- (5) 社会の利便性や国際競争力を今後とも高めていくため、デジタル人材の輩出、確保・育成策について、都と連携し、取組を進めること。

<現状・課題>

都は、令和5年9月に「東京デジタル2030ビジョン」を公表し、都民一人一人に最適化されたサービスを、行政の垣根を越えてタイムリーに届けるための変革に挑んでいる。この実現には、データを最大限に活用してデジタルの力を発揮することが不可欠であり、これを支えるデジタル人材の確保と育成が重要である。

国は、データ活用に向け、ベース・レジストリの整備を進めているが、現状では量・質ともに不十分で、使用の徹底もされていない。国主導で、レジストリを「作って、使って、直す」ことで更なる活用につなげる好循環「レジストリ・ファースト」を実現すべきである。

また、利用者に行政サービスを効率的・効果的に届けるには、デジタルを活用したワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップの実現が不可欠である。例えば、現在、都は保活などのこども分野で、国はPublic Medical Hub (PMH) を活用した医療・母子保健分野で、行政の垣根を超えた取組を進めている。これら好事例を参考に、国主導で、自治体等が幅広い分野で円滑・安全・効率的にデータ連携や活用ができるよう整備することが重要である。

民間データの利活用に際しても、データの構造や項目等の定義が統一されていない場合、データをシームレスに組み合わせる活用することができないため、防災や観光など公共性の高い分野における官民のデータ規格の標準化を推進して品質を高めることで、流通を促進していくことが重要である。

地方自治体のデータについては、個人情報等に配慮しつつ、広く社会全体で活用するため、オープンデータ化の推進に向けた地方公共団体の職員の理解促進を図るとともに、整備や更新に係る負担軽減に資する支援が必要である。

デジタルの力を活用して社会課題の解決や新たな価値の創出を実現するには、その担い手となる人材の充実が不可欠である。現状では質・量ともに不十分で、社会全体でデジタル人材の更なる確保・育成に取り組む仕組みづくりが鍵となる。これらの効果的な推進には、スキルマップの標準化や人材特有のスキルを可視化する方法を定め、社会全体に普及・浸透を図っていく必要がある。また、関係機関と連携し、リテラシー向上やリスクリングに資する学びの場の確保や教育・研修を充実させ、人材全体の底上げや裾野拡大を図るとともに、豊富な知識や経験を有する高度人材の積極的な登用等に取り組むことが求められる。

こうしたことから、以下のとおり要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 都民の利便性向上や行政サービス・事業活動の効率化のため、社会のデジタルインフラとなるデータ群についてベース・レジストリとして国主導で整備するとともに、官民での活用や最新状態の維持、更なる活用という好循環を実現すること。
- (2) ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップを進めるため、公共サービスメッシュを確立するなど、行政の垣根を越えた分野ごとのデータ連携基盤を国が主導して構築し、円滑なデータ連携のための法的根拠、全国共通のルールや仕組みを整備すること。
- (3) 官民の様々なデータを利活用したデータドリブン社会の実現に向けて、公共性の高い防災や観光などに関するデータ規格の標準化を推進し、データの品質を高め、流通を促進していくこと。
- (4) 地方公共団体のオープンデータ化の取組を推進するため、地方公共団体の職員に対する普及啓発を強化するなどして、オープンデータに関する制度の浸透を図ること。

また、整備や更新が円滑に進むよう、地方公共団体の作業等を可能な限り省力化するためのツールの提供や、データ整備・更新の将来的な自動化に向けたクローラー技術の活用など、必要な支援策を講じること。

- (5) 社会の利便性や国際競争力を今後とも高めていくため、デジタル人材の輩出、確保・育成策について、都と連携し、取組を進めること。

7 地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実

(提案要求先 デジタル庁・総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 国が自ら掲げる「平成 30 年度 (2018 年度) 比で少なくとも 3 割の削減」の目標について、その試算根拠や実現に必要な期間、前提条件等を具体的に示し、目標達成に向けたロードマップを明確化すること。
- (2) 運用経費全体の 7 割弱を占める、いわゆる「ソフトウェア関連経費」の削減に向け、運用保守の効率化や開発経費への支援等、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。
- (3) 運用経費削減のための必要な対策を講じた上で、削減の見通しが立たない場合は、地方交付税の交付されていない市町村や特別区を含め、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること。
- (4) 移行経費については、各自治体の個別事情等も踏まえた上で、移行に伴い発生する費用を全額国において負担すること。
- (5) 制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を 1 年以上確保することを徹底するとともに、自治体からの照会に速やかに対応するなど、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。
- (6) 開発事業者が撤退したシステムについては、代替事業者の確実な確保に向けて区市町村を支援すること。
- (7) そのほか「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

<現状・課題>

地方公共団体の基幹業務システムの標準化について、移行がピークを迎える令和7年度は、都内でも約900システムの移行を予定しており、多くの自治体において移行後システムの運用が始まる。

国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「標準化基本方針」という。）において、標準化移行後のシステム運用経費について、「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」としているが、令和7年1月の都の調査によると、都内自治体の運用経費は、仮に、国が目指すガバメントクラウド利用料の大口割引、長期継続割引を最大限実現できたとしても、移行前と比べて全体で約1.6倍に増大する見込みである。

一方、国は「クラウド最適化を行うことにより、中長期的にはほとんどのケースにおいてコスト削減が見込まれている」と主張するが、その試算根拠や実現に要する期間、条件等は具体的に示されていない。国が令和7年6月に公表した「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」では、運用経費が増加する要因の分析や対策の体系化などが示されたが、対策の実施に向けたスケジュールや対策の効果はいまだ明確でない。

また、前述の都の調査によれば、運用経費全体のうち、ソフトウェア借料、ソフトウェア保守費及びシステム運用作業費から成る、いわゆる「ソフトウェア関連経費」が7割弱を占めている。国は「クラウド最適化によるコスト削減が、ソフトウェア関連経費にも波及する」と主張するが、その波及効果は明確に示されておらず、各区市町村は、運用経費削減の見通しを住民等に説明できない状況にある。

移行経費に関して、国は標準化基本方針において、「標準準拠システムへの移行に要する経費に対しては、国が必要な財政支援を行う」とし、「補助率を10/10で措置する」としている。しかし、令和7年6月に示されたデジタル基盤改革支援補助金の上限額においては、人口規模等に応じて国が「推計値」を設定し、移行経費がこれを大きく上回る自治体については、全額は補助対象とならないという対応がなされており、このままでは自治体の負担が生じてしまう。

また、標準仕様書の改版・詳細化や、ガバメントクラウドに関する情報の詳細化等への対応により、移行経費は従前より更に増加しており、この結果、令和7年8月の国の調査では、都内の補助上限額の合計額が移行経費の総額を約103億円下回る見込みである。

国は標準化基本方針において、「機能標準化基準で定める内容を盛り込んだ標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の1年以上前」としている。このルールが徹底されない場合、制度改正を踏まえたシステム改修の期間が十分確保できず、自治体や開発事業者の移行スケジュールが大幅な変更を余儀なくされる可能性があるため、デジタル庁は各省庁に対して本ルールの遵守を徹底する必要がある。

標準化移行を円滑に行うためには、国による自治体への適時適切な情報共有等が欠かせないが、自治体からの標準化に関する質問への国の対応期間が長期化し、中には1年以上未回答の質問も存在するなど、自治体の円滑な作業を滞らせる状

況にある。

事業者撤退等を理由として令和8年度以降の移行となる「特定移行支援システム」を抱えている自治体に対して、国は、受入可能事業者の情報（候補事業者リスト）を提供している。しかし、リスト提供事業者と交渉を行った都内の自治体では、後継事業者の確保まで至った事例はなく、実効性のある十分な支援とは言えない。

< 具体的な要望内容 >

- (1) 国が自ら掲げる「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減」の目標について、その試算根拠や実現に必要な期間、前提条件等を具体的に示し、目標達成に向けたロードマップを明確化すること。
- (2) 運用経費全体の7割弱を占める、いわゆる「ソフトウェア関連経費」の削減に向け、運用保守の効率化や開発経費への支援等、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。
- (3) 運用経費削減のための必要な対策を講じた上で、削減の見通しが立たない場合は、地方交付税の交付されていない市町村や特別区を含め、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること。
- (4) 移行経費については、各自治体の個別事情等も踏まえた上で、移行に伴い発生する費用を全額国において負担すること。
- (5) 制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を1年以上確保することを徹底するとともに、自治体からの照会に速やかに対応するなど、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。
- (6) 開発事業者が撤退したシステムについては、代替事業者の確実な確保に向けて区市町村を支援すること。
- (7) そのほか「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。